



# 社債型種類株式に関するQ&A

2026年3月2日

本Q&Aは、社債型種類株式に係る定款変更議案の公表に伴い2025年3月19日付で公表しました「社債型種類株式に関するQ&A」の内容を更新したものです。



**JAPAN AIRLINES**

# 社債型種類株式に関するQ&A (下線は更新箇所を示します。)

質問	回答
1. 社債型種類株式を発行する意義、目的は何か	<ul style="list-style-type: none"><li>企業価値向上を実現するための経営資源配分として「JALグループ経営ビジョン2035」のとおり、新型機材の購入や、マイルを中心とした非航空領域への積極的な成長投資を予定しており、更なる事業戦略の推進に向けた財務基盤の強化及びリスク耐性強化のために、安定的かつ多様な外部資金調達能力の維持向上が重要であると認識しております。</li><li>このような背景のもと、持続的な企業価値向上の実現に向けて、強固な財務基盤の構築と資本効率の追求を両立しつつ、更なる事業戦略の推進に向けた成長投資資金を確保するための調達手法として、既存の当社普通株式に希薄化が生じない社債型種類株式が有用な選択肢であると考えております。</li><li>また、社債型種類株式の発行を通じて幅広い投資家層へのアプローチを促進し、JALファン層の拡大を図ることで、<u>当社の顧客基盤を拡大するとともに長期的な関係構築やブランド価値の向上にも寄与すると期待しております。</u></li></ul>
2. 財務戦略上、社債型種類株式を含む資本性資金調達の位置づけや目的は	<ul style="list-style-type: none"><li>今後、更なる事業成長を目指す中で成長投資の拡大が続く見込みです。そのため、今後の事業成長を支えるための健全な財務基盤の構築に寄与する資本性資金を前提としつつ、普通株式の議決権の希薄化を生じさせない等の特徴を踏まえ、<u>社債型種類株式の新設に係る定款変更を株主総会に付議し、可決されました。</u></li><li>当社の財務戦略において、主に個人投資家を対象とする社債型種類株式と機関投資家を対象としたハイブリッド社債を備えることは、調達手法の多様化の観点においても有益であると考えます。</li></ul>
3. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none"><li>社債型種類株式は会社法上の株式ですが、普通株主の皆様への配慮として、「社債」としての側面を有した商品性とすることを想定しています。</li><li>具体的には、①議決権の希薄化が生じないこと(議決権がなく普通株式への転換権がないため)、②普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響に配慮<sup>(1)</sup>しつつ、健全な財務基盤を確保できること、等の特徴が挙げられます。</li></ul>

(1) 普通株式に係るROEやEPSを計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分(種類株式払込金額及び優先配当金)を控除して計算することを想定した場合となります。

# 社債型種類株式に関するQ&A (下線は更新箇所を示します。)

質問	回答
<p>4. 普通株主にデメリットが生じないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。</li> <li>発行時に定めた優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以上の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。</li> <li>普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等の財務指標への影響に配慮<sup>(1)</sup>しつつ、健全な財務基盤を確保できると考えています。</li> </ul>
<p>5. 社債型種類株式を買収防衛策として活用する想定はないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社債型種類株式は株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。</li> <li>社債型種類株主の種類株主総会における決議事項も、会社法に定めるものよりも制限しており、社債型種類株式を無償割当などで普通株主に割り当てることも想定していません。</li> </ul>
<p>6. ハイブリッド社債との商品性の違いは</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社債型種類株式の発行により、会計上の資本を拡充できる点が一般的なハイブリッド社債と大きく異なります。</li> <li>社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家にご検討いただける商品です。(NISAの対象)</li> <li><u>2025年3月19日</u>に発行登録書を提出した第1回社債型種類株式においては、過去、当社が発行したハイブリッド社債と異なり、格付上の資本性評価を取得しない商品性となります。</li> <li>社債型種類株式と、<u>2025年4月16日</u>に発行した永久劣後債を含むハイブリッド社債への配当・利払を行う場合には、同順位での支払いを想定しています。</li> </ul>
<p>7. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、資本拡充や調達が必要が生じた際に、<u>都度の定款変更を不要とし、機動的な発行を実現</u>することを目的に、授権枠を確保しています。</li> <li>社債型種類株式の具体的な発行については、今後、他の資金調達手段とも慎重に比較検討し、発行する場合には、それぞれの回号につき定款において定める最大5,000万株の中で決定します。</li> </ul>
<p>8. どのような発行形態を想定しているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内における一般公募を通じ、個人投資家も含めた幅広い投資家にご購入いただけます。</li> <li>当社の普通株主である皆様にもご購入いただけることを想定しています。</li> </ul>
<p>9. 東証への上場を検討する理由は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い投資家に投資いただくためには、東証上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えたためです。</li> </ul>

# 第1回社債型種類株式に関するQ&A (下線は更新箇所を示します。)

質問	回答
10. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で社債型種類株式の発行について決定しているものではありませんが、市場環境によっては、最短で2026年度上期中に最大2,000億円の規模で第1回社債型種類株式を発行する可能性があります。</li> </ul>
11. 第1回社債型種類株式で格付上の資本性評価を取得しない理由は	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回社債型種類株式については、当社において初めてとなる社債型種類株式であり、個人を含む幅広い投資家にご検討いただくこと、発行後概ね5年以降の当社による取得(コール)の蓋然性を高めること等を総合考慮して、格付上の資本性評価を取得せず、ステップアップを5%とした商品性を想定しています。</li> <li>第2回号以降の商品性については未定ですが、将来、当社が必要と判断した場合には、格付上の資本性評価を取得することができる商品性も可能な定款の規定としております。</li> </ul>
12. 発行後概ね5年の優先配当年率5%以下の考え方は	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年3月19日における市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえ、類似する特徴を有したハイブリッド社債等の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。</li> </ul>
13. 第1回社債型種類株式の発行が普通株式の配当方針に影響を与えるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、株主の皆さまへの還元を経営の最重要事項のひとつとしてとらえ、株主の皆さまへの還元を積極的に行うことを基本方針としており、配当方針に影響はありません。</li> </ul>
14. 5年後に、第1回社債型種類株式を現金対価で取得(コール)する予定なのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社が社債型種類株式を現金対価で取得(コール)するかは、その時点の事業・財務戦略や市場環境等を総合的に勘案して判断します。</li> <li>ただし、第1回社債型種類株式の優先配当は発行後概ね5年以降、変動の基準金利に当初スプレッド<sup>(2)</sup>及び5%を加えた率にステップアップいたします。</li> <li>また当社は、ハイブリッド社債等の市場慣習を踏まえ、多くの投資家が当社による取得(コール)が可能となる発行日の5年後から配当がステップアップするタイミングまでの間に、現金対価で取得(コール)されることを期待していることは十分に理解しています。</li> </ul>
15. 第1回社債型種類株式に特典等は付くのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は発行決議時に決定する予定ですが、現時点においては、第1回社債型種類株式を発行する場合には、基準日から一定期間、長期保有いただいた種類株主様を対象として、Life Status ポイント(LSP)の積算を検討しております(次頁ご参照)。</li> </ul>

(2) 固定配当期間における固定の基準金利への上乗せ幅をいいます。

# 第1回社債型種類株式に係る長期保有特典

- 第1回社債型種類株式を発行する場合、発行後の初年度末(例:2026年度中の発行の場合は2027年3月末)の種類株主(個人限定)を対象に、計3回(1年後、2年後、コール時)の基準日<sup>(1)</sup>まで継続保有した株式数に応じて、以下のLife Status ポイント(LSP)を積算する想定です。
- 本特典によりJALファンの拡大を図ると共に、幅広い投資家への訴求を通じて、長期的な関係構築やブランド価値向上を目指してまいります。

継続保有の 保有種類株式数 [株]	継続保有金額 (1株1万円の場合) [万円]	継続保有の社債型種類株式数に応じたLSP積算数			
		積算1回目 [ポイント]	積算2回目 [ポイント]	積算3回目(コール時) [ポイント]	合計 [ポイント]
5,000以上	5,000以上	140	140	420	700
4,000 - 4,999	4,000 - 4,999	130	130	390	650
3,000 - 3,999	3,000 - 3,999	120	120	360	600
2,600 - 2,999	2,600 - 2,999	110	110	330	550
2,000 - 2,599	2,000 - 2,599	100	100	300	500
1,500 - 1,999	1,500 - 1,999	80	80	240	400
1,000 - 1,499	1,000 - 1,499	60	60	180	300
500 - 999	500 - 999	40	40	120	200
300 - 499	300 - 499	30	30	90	150
200 - 299	200 - 299	20	20	60	100
100 - 199	100 - 199	8	8	24	40



500ポイント  
JMB elite plus



250ポイント  
JMB elite

(1) 第1回社債型種類株式の株主名簿に記載または記録されている日付であり、株式を取得した日等とは異なります。

※ LSPの対象及び積算については、あくまでも2026年度中の発行を仮定した現時点における想定となります。積算の時期については、基準日の数か月後を想定しておりますが、詳細は発行決議時に決定する予定です。

※ LSPの積算には、第1回社債型種類株式の保有後、株主様に所定の手続の下で「株主さま専用サイト」にご登録いただき、JALマイレージバンク(JMB)お得意様番号を期日までにご登録いただく必要がございます。

※ LSP数に応じたStarグレード特典やサービスを利用される場合、所定のJALカードの保有等、所定の対象条件を満たす必要がございます。

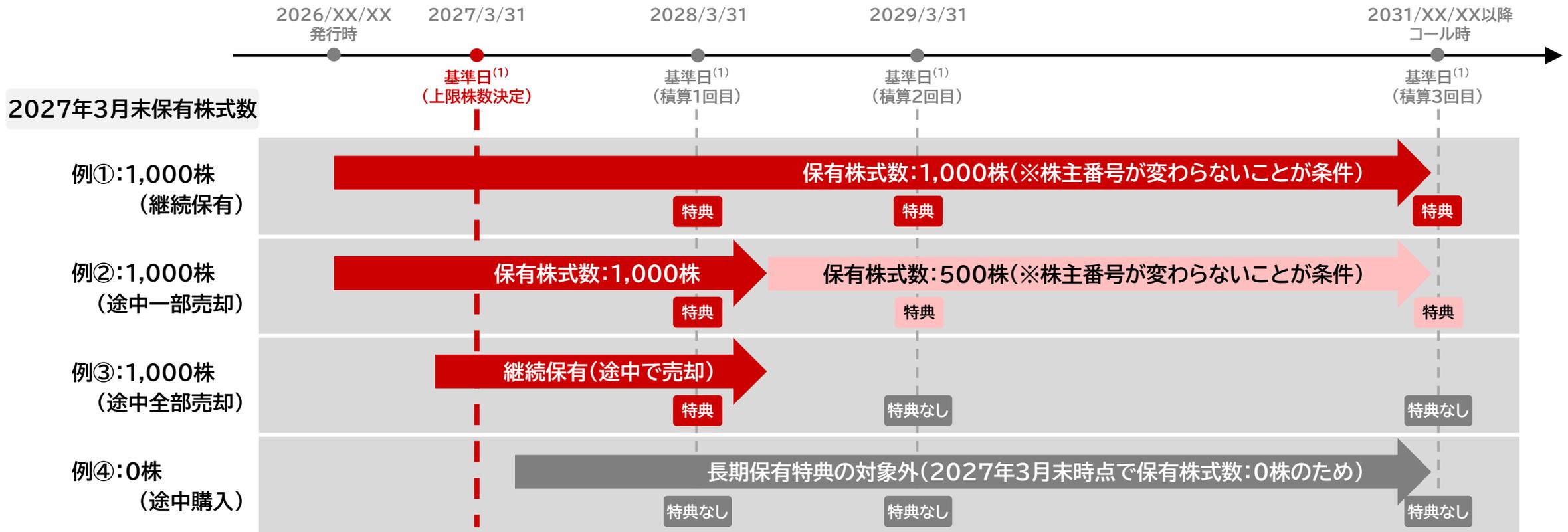
※ 株主番号が変更されると、対象から外れてまいりますのでご注意ください。なお、以下は株主番号が変わる可能性のある事例の一部となります。

- ・ 株主名簿の登録が変更された場合(相続などにより株式の名義人が変更となった場合や株式をお預けの証券会社を変更した場合)
- ・ 株主名簿の登録から外れた後、再度登録された場合(保有株式を全て売却し、基準日までに株式を買い戻した場合や証券会社の貸株サービスをご利用されている場合)

※ JMB eliteの場合は年2回分、JMB elite plusの場合は年6回分のサクララウンジクーポンが主な特典として付与されます。

# 第1回社債型種類株式に係る長期保有特典

- 対象: 2027年3月末<sup>(1,2)</sup>の個人株主で、①2028年3月末、②2029年3月末、③コール時の基準日、の各時点まで継続保有した場合
- 積算: 2027年3月末<sup>(1,2)</sup>の保有株式数を上限として、①~③までの継続保有株式数に応じて特典を積算<sup>(3)</sup>  
 (※積算時期は基準日の数か月後を想定)



(1) 2026年度中の発行を仮定した場合の基準日であり、第1回社債型種類株式の株主名簿に記載または記録されている日付であって、株式を取得した日等とは異なります。  
 (2) LSPの対象及び積算については、あくまでも2026年度中の発行を仮定した現時点における想定となります。積算の時期については、基準日の数か月後を想定しておりますが、詳細は発行決議時に決定する予定です。  
 (3) 特典の積算には、第1回社債型種類株式の保有後、株主様に所定の手続きの下で「株主さま専用サイト」にご登録いただく必要がございます。

この資料は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。本参考資料は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、社債型種類株式について米国における勧誘は行われません。